

那覇市公報

号外第 7 1 1 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市暴力団排除条例(市民生活安全課)……………	1263
○那覇市スポーツ推進審議会条例(教育委員会・市民スポーツ課)……………	1266
○那覇市民ギャラリー条例(文化振興課)……………	1268
○那覇市パレット市民劇場条例(文化振興課)……………	1274
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)…	1281
○那覇市税条例及び那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(税制課)……………	1283
○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例(こども政策課)…………	1290
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例(行政経営課)……………	1291
○那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例(消防本部・総務課)……………	1292
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例(消防本部・予防課)……………	1294
○那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(上下水道局・企画経営課)……………	1296
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(教育委員会・学校給食課)……………	1297
○那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(教育委員会・生涯学習課)…………	1298
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)……………	1300
○那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例(博物館)……………	1301
○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)……………	1302
○那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例(消防本部・予防課)…	1304

○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(消防本部・総務課)……………	1306
○那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例(なはまちなか振興課)……………	1308
○那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例(福祉政策課)……………	1311
○那覇市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)……………	1314
○那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例(商工農水課)……………	1323

◇規 則◇

○那覇市墓地等の経営許可等に関する規則(環境保全課)……………	1325
○那覇市民ギャラリー条例施行規則(文化振興課)……………	1341
○那覇市パレット市民劇場条例施行規則(文化振興課)……………	1348
○那覇市都市景観条例施行規則(都市計画課)……………	1357
○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(こどもみらい課)……………	1402
○資材の譲与に関する規則の一部を改正する規則(土木管理事務所)……………	1404
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………	1406
○那覇市公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)……………	1412
○那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則(市民生活安全課)……………	1415
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(消防本部・総務課)……………	1417
○那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則(なはまちなか振興課)……………	1419
○那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則(土木管理事務所)……………	1422
○那覇市IT創造館条例施行規則の一部を改正する規則(商工農水課)……………	1423

条 例

那覇市条例第 1 号
平成24年 3 月 27 日

那覇市暴力団排除条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団員が市民生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民生活に多大な脅威を与えることにかんがみ、暴力団排除活動に関する基本理念を明らかにするとともに、市及び市民等の責務、暴力団排除活動に関し講ずべき施策等を定めることにより、市民の安全かつ平穏な生活を確保し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 不当な行為 暴力及びこれを背景とした資金獲得活動をいう。
- (4) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じる脅威を排除するための活動をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 指定管理者 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (7) 青少年 沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第5条第1号に規定する青少年をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が、暴力団が社会に対し悪影響を及ぼす反社会的存在であることを認識し、「暴力団と交際しない」、「暴力団を利用しない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を恐れない」ということを基本理念とし、市及び市民等が互いに密接な連携を図りながら協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、沖縄県、他の市町村、警察当局その他暴力団員による不当な行為を防止する団体との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民は、市が推進する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し暴力団排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を市、警察その他関係機関に提供するよう努めなければならない。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等に参加させないものとする。市が発注する公共工事等の下請負（第2次以下の下請負を含む。）についても同様とする。

2 市は、前項に規定する者が現に公共工事等に参加していることが明らかとなった場合は、これを排除する等の必要な措置を講じるものとする。

（公の施設における措置）

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用制限に関する処分を行うことができる。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、暴力団排除活動に関し、市民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育）

第10条 市は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（利益供与の禁止）

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（事業者の契約時における措置）

第12条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合において、契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が暴力団関係者と判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第 2 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、那覇市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（担当事務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)及び那覇市宮奥武山体育施設条例(平成21年那覇市条例第24号)に規定する体育施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 前号の体育施設の指定管理者の選定に関すること。
- (4) その他スポーツの推進に係る重要事項

（組織）

第3条 審議会は、10人以内の正委員で組織する。

2 前項の規定に関わらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 正委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第2項の規定による臨時委員を置く場合は、臨時委員を含むものとする。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（関係者の出席）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 那覇市スポーツ振興審議会条例(昭和51年那覇市条例第21号)は、廃止する。

那覇市条例第 3 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市民ギャラリー条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民ギャラリー条例

那覇市民ギャラリー条例(昭和62年那覇市条例第6号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民に美術及び工芸に関する作品を展示する場を提供し、市民の美術及び工芸に関する理解と関心を深めるとともに創作活動の奨励と普及を図り、もって市民文化の向上に資するため、那覇市民ギャラリー(以下「市民ギャラリー」という。)を設置する。

(位置)

第2条 市民ギャラリーの位置は、那覇市久茂地1丁目1番1号とする。

(開館時間)

第3条 市民ギャラリーの開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、第18条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 市民ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用許可)

第5条 市民ギャラリーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 市民ギャラリーの利用期間は、火曜日から翌週の日曜日までの6日間を単位とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 市民ギャラリーの施設又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市民ギャラリーを利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力により市民ギャラリーの利用ができなくなったとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって利用者が被った損失については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に対し、その利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は、前項に規定する利用料金を、指定管理者が定める日までに納付しな

なければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。

4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催する事業に利用する場合

(2) 学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により利用する場合

(3) 公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により利用する場合

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的(全国的又は全県的なコンクール等の入選作品等の展示に限る。)に利用する場合

(5) その他指定管理者が特に必要と認める場合

（入場の禁止等）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾患があると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者

(3) 秩序を乱し、又は保安上危険と認められる者

（利用者の管理義務）

第13条 利用者は、市民ギャラリーの利用に当たっては、この条例及びこれに基づく規則を守り、その利用する施設及び附属設備について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（保安の責任）

第14条 利用者は、利用期間中入場者の整理、警備その他の市民ギャラリーの利用に伴う保安の責めを負うものとする。

（指定管理者の指示等）

第15条 利用者は、指定管理者の指示に従わなければならない。

2 利用者は、利用中の施設に指定管理者が職務執行のため立ち入るときは、これを

拒むことができない。

（原状回復義務）

第16条 利用者は、市民ギャラリーの利用を終了したとき、又はその許可を取り消されたときは、直ちに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

（損害賠償等）

第17条 市民ギャラリーの施設又は附属設備をき損し、又は滅失した者は、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、市民ギャラリーの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が市民ギャラリーの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市民ギャラリーの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、市民ギャラリーの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第19条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民ギャラリーの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 市民ギャラリーの維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（秘密を守る義務）

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業報告書の提出）

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市民ギャラリー条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 第18条に規定する指定管理者の指定に関する手続きその他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第10条関係)

区分	1日当たりの金額(円)	
	展示品等の販売(入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為を含む。以下同じ。)を行わない場合	展示品等の販売を行う場合
第一展示室	8,694	26,082
第二展示室	21,294	63,882
第三展示室	6,174	18,522

那覇市条例第 4 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市パレット市民劇場条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市パレット市民劇場条例

那覇市パレット市民劇場条例(平成3年那覇市条例第14号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、那覇市パレット市民劇場(以下「市民劇場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 市民劇場の位置は、那覇市久茂地1丁目1番1号とする。

(開館時間)

第3条 市民劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第20条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 市民劇場の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用許可等)

第5条 市民劇場及びその附属設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

3 大道具、電気器具その他道具類を市民劇場に持込使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用期間)

第6条 市民劇場の利用期間は、引き続き6日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の優先)

第7条 市民劇場の利用許可は、利用の目的が舞台芸術活動である場合を優先する。

（利用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 市民劇場の施設又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市民劇場を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
 - (2) 利用者が、正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
 - (3) 災害その他不可抗力により市民劇場の利用ができなくなったとき。
 - (4) その他利用が不適當と認められるとき。
- 2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって利用者が被った損失については、指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金）

第11条 利用者は、指定管理者に対し、その利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は、前項に規定する利用料金を、指定管理者が定める日までに納付しな

なければならない。ただし、附属設備利用料金については、利用後に納付することができる。

- 4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する事業に利用する場合
- (2) 学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により利用する場合
- (3) 公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により利用する場合
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的のために利用する場合
- (5) 行事に利用する日以外の日で、準備、リハーサル等のために利用する場合
- (6) その他指定管理者が特に必要と認める場合

（特別の設備）

第13条 利用者は、指定管理者の許可を受けて特別の設備をすることができる。

（入場の禁止等）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の疾患があると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (3) 秩序を乱し、又は保安上危険と認められる者

（利用者の管理義務）

第15条 利用者は、市民劇場の利用に当たっては、この条例及びこれに基づく規則を守り、その利用する施設及び附属設備について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（保安の責任）

第16条 利用者は、利用期間中入場者の整理、警備並びに市民劇場の設備の操作及び保全その他の市民劇場の利用に伴う保安の責めを負うものとする。

（指定管理者の指示等）

第17条 利用者は、指定管理者の指示に従わなければならない。

2 利用者は、利用中の施設に指定管理者が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

（原状回復義務）

第18条 利用者は、市民劇場の利用を終了したとき、又はその許可を取り消されたときは、直ちに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

（損害賠償等）

第19条 市民劇場の施設又は附属設備をき損し、又は滅失した者は、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（指定管理者の指定）

第20条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、市民劇場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が市民劇場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った市民劇場の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、市民劇場の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第21条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民劇場の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
 - (2) 市民劇場の維持管理に関する業務
 - (3) その他市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市パレット市民劇場条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 第20条に規定する指定管理者の指定に関する手続きその他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第11条関係)

1 施設利用料金

区分			金額(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
入 場 料 に よ る 区 分 (会 費 制 を 含 む 。)	1,000円	平日	8,090	16,664	20,286	23,546	37,897	40,693
	未満(無 料の場 合を含 む。)	土・日曜日 及び祝 日・休日	10,505	21,614	26,324	30,550	45,281	52,768
	1,000円	平日	10,022	20,528	24,995	28,980	42,987	50,111
	以上	土・日曜日 及び祝 日・休日	12,800	26,203	31,999	37,070	55,062	64,118
	2,000円	平日	14,007	26,565	33,448	39,365	57,477	66,896
	以上	土・日曜日 及び祝 日・休日	17,147	35,259	43,108	49,991	74,141	86,216
	3,000円	平日	14,611	30,067	36,708	42,625	63,152	73,537
	以上	土・日曜日 及び祝 日・休日	18,837	38,640	47,093	54,579	81,023	94,306

備考

- 1 この表において「祝日・休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 2 施設利用料金にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、利用料金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

12時から13時までの1時間については、午前利用料金の1／3の額

17時から18時までの1時間については、午後利用料金の1／4の額

22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の1／4の額

- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合の利用料金は、入場料による区分の部3,000円以上の款を適用する。

2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1回1点につき	7,350
楽器	1回1点につき	7,350
音響設備	1回1点につき	8,400
照明設備	1回1点につき	2,100
照明設備 Aセット	1回1セットにつき	10,500
照明設備 Bセット	1回1セットにつき	5,250
映写機	1回1点につき	4,725
その他	1回一式につき	1,050

備考 冷房利用料金は、次のとおり算定する。

1時間(1時間未満は1時間とみなす。)につき2,100円

那覇市条例第5号

平成24年 3 月 27 日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 10 平成23年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。	付 則 10 平成23年4月1日から<u>平成25年3月31日</u>までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 5 平成23年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。	付 則 5 平成23年4月1日から<u>平成25年3月31日</u>までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 平成23年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。	付 則 7 平成23年4月1日から<u>平成25年3月31日</u>までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第 6 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市税条例及び那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例及び那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき 4,618円とする。 付 則 <u>(市民税の分離課税に係る所得割の額の 特例等)</u> 第5条 分離課税に係る所得割の額は、当分 の間、第53条の3及び第53条の4の規定を 適用して計算した金額からその10分の1 に相当する金額を控除して得た金額とす る。 2 前項の規定の適用がある場合における 第53条の8及び第53条の12第1項の規定の 適用については、これらの規定中「第53 条の4」とあるのは、「第53条の4並びに 付則第5条第1項」とする。 (たばこ税の税率の特例) 第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定 による廃止前の製造たばこ定価法(昭和4 0年法律第122号)第1条第1項に規定する 紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににお ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ に係るたばこ税の税率は、第95条の規定 にかかわらず、当分の間、1,000本につき 2,190円とする。 2 [略] (東日本大震災に係る雑損控除額等の特 例) 第17条 所得割の納税義務者の選択によ り、法附則第42条第3項に規定する特例損 失金額(以下この条において「特例損失金 額」という。)については、平成22年にお いて生じた法第314条の2第1項第1号に規 定する損失の金額として、この条例の規	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき 5,262円とする。 付 則 第5条 削除 (たばこ税の税率の特例) 第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定 による廃止前の製造たばこ定価法(昭和4 0年法律第122号)第1条第1項に規定する 紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににお ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ に係るたばこ税の税率は、第95条の規定 にかかわらず、当分の間、1,000本につき 2,495円とする。 2 [略] (東日本大震災に係る雑損控除額等の特 例) 第17条 所得割の納税義務者の選択によ り、法附則第42条第3項に規定する特例損 失金額(以下この項において「特例損失金 額」という。)がある場合には、特例損失 金額(同条第3項に規定する災害関連支出 がある場合には、第3項に規定する申告書

定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項

の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 [略]

3 [略]

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第19条 法附則第56条第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

（2） 法附則第56条第10項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びに当該土地を取得した年月日

（3） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第14項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

（2） 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適

用を受けようとする場合にあっては、
付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2
号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法
附則第15条の6第1項若しくは第2項又
は法附則第15条の8第3項から第5項ま
での規定の適用を受けようとする場合
にあっては、付則第6条の2第1項第3号、
第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3
号に掲げる事項)

(4) 令附則第33条第14項第1号に規定す
る被災家屋(次号において「被災家屋」
という。)の床面積

(5) 被災家屋が共有物である場合にあ
っては、当該家屋に係る各共有者の持
分の割合

(6) その他市長が固定資産税の賦課徴
収に関し必要と認める事項

3 法附則第56条第13項の規定の適用を受
けようとする者は、当該年度の初日の属
する年の1月31日までに次に掲げる事項
を記載し、かつ、施行規則附則第24条第1
2項第3号に掲げる書類を添付した申告書
を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名
称並びに当該納税義務者が令附則第33
条第20項第2号から第4号までに掲げる
者である場合にあっては、同項第1号に
掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第13項の規定を受け
ようとする土地の所在、地番、地目及
び地積並びに当該土地を取得した年月
日

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴
収に関し必要と認める事項

4 法附則第56条第14項の規定の適用を受
けようとする者は、当該年度の初日の属
する年の1月31日までに次に掲げる事項
を記載し、かつ、施行規則附則第24条第1
2項第4号に掲げる書類を添付した申告書

	<u>を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第23項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)</u> <u>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)</u> <u>(4) 令附則第33条第23項第1号に規定する対象区域内家屋(次号において「対象区域内家屋」という。)の床面積</u> <u>(5) 対象区域内家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合</u> <u>(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u>
<u>第19条～第21条</u> 〔略〕	<u>第20条～第22条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成23年那覇市条例第27号)の一部を次のよ

うに改正する。

改正前	改正後
付 則 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 [略] 2 新条例付則第6条の2第4項の規定は、付則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき<u>平成23年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。	付 則 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 [略] 2 新条例付則第6条の2第4項の規定は、付則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき<u>平成24年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中付則第5条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第1条中第95条及び付則第12条の2第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 平成25年4月1日

2 第1条中付則第19条を加える改正規定及び第2条の改正規定並びに付則第4条の規定は、平成24年1月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(第1条の規定による改正前の那覇市税条例(以下「旧条例」という。)第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例付則第5条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 平成24年度分の固定資産税に限り、第1条の規定による改正後の那覇市税条例付則第19条の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「5月1日」とする。

那覇市条例第 7 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
(名称及び位置) 第2条 〔略〕 <u>2 前項に定めるもののほか、次表の左欄に掲げる条例に基づき同表の右欄に掲げる名称の保育所を設置するものとし、その管理については同条例の規定による。</u>		(名称及び位置) 第2条 〔略〕
那覇市安謝福祉複合施設条例 (平成17年那覇市条例第47号)	那覇市安謝保育所	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。		

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第 8 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2～8 〔略〕 9 建設管理部の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>(1) 〔略〕</u> <u>(2) 雨水に関すること。</u> (3)～(5) 〔略〕	第2条 〔略〕 2～8 〔略〕 9 〔略〕 <u>(1) 住宅政策に関すること。</u> <u>(2) 〔略〕</u> (3)～(5) 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第 9 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬及び費用弁償) 第15条 団員の報酬及び費用弁償は、別表のとおりとする。 2～3 [略] [別表 別記]	(報酬及び費用弁償) 第15条 団員の報酬及び費用弁償の <u>額は</u> 、別表のとおりとする。 2～3 [略] [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額		費用弁償
消防団長	月額	円 [略]	
		6,700	
消防副団長	月額	5,400	
消防分団長	月額	4,500	
消防副分団長	月額	3,100	
消防団員	月額	2,300	

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額(月額)	費用弁償
消防団長	7,000円	[略]
消防副団長	5,700円	
消防分団長	4,800円	
消防副分団長	3,400円	

消防団員

2,600円

那覇市条例第10号

平成24年 3 月 27 日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。付則第6項において「改正政令」という。)による危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から付則第5項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。 (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。 (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。 4 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。 5 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2(第3号を除く。)又は第31条の4第2項(第1号、第10

	<u>号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が付則第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。</u> 6 <u>改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成24年 3 月 27 日

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(資本剰余金の取崩し)</u> <u>第4条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</u>
第4条～第7条 〔略〕	第5条～第8条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成24年 3 月 27 日

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇学校給食センター</td><td>浦添市勢理客四丁目22番3号</td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>銘苅学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		小禄学校給食センター	[略]	那覇学校給食センター	浦添市勢理客四丁目22番3号	真和志学校給食センター	[略]	[略]		銘苅学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>銘苅学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>安謝学校給食センター</td><td>那覇市安謝2丁目15番28号</td></tr> <tr> <td>天久学校給食センター</td><td>那覇市天久1丁目4番1号</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		小禄学校給食センター	[略]	真和志学校給食センター	[略]	[略]		銘苅学校給食センター	[略]	安謝学校給食センター	那覇市安謝2丁目15番28号	天久学校給食センター	那覇市天久1丁目4番1号
名称	位置																														
[略]																															
小禄学校給食センター	[略]																														
那覇学校給食センター	浦添市勢理客四丁目22番3号																														
真和志学校給食センター	[略]																														
[略]																															
銘苅学校給食センター	[略]																														
名称	位置																														
[略]																															
小禄学校給食センター	[略]																														
真和志学校給食センター	[略]																														
[略]																															
銘苅学校給食センター	[略]																														
安謝学校給食センター	那覇市安謝2丁目15番28号																														
天久学校給食センター	那覇市天久1丁目4番1号																														
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																															

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号

平成24年 3 月 27 日

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例

那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用の制限) 第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、図書館から退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。 (1) 〔略〕 (2) 図書館の施設若しくは<u>附属設備</u>又は図書館資料を<u>損傷</u>し、又は滅失させるおそれがある者 (3) 〔略〕 (損害賠償) 第4条 利用者は、図書館の施設若しくは<u>附属設備</u>又は図書館資料を<u>損傷</u>又は滅失したときは、<u>教育委員会の定めるところにより原形に復し、又は現品若しくは相当と認める代価を弁償しなければならない</u>。 (図書館協議会) 第5条 〔略〕 <u>2 協議会の委員は12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	(利用の制限) 第3条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 図書館の施設若しくは<u>設備</u>又は図書館資料を<u>破損し、汚損</u>し、又は滅失させるおそれがある者 (3) 〔略〕 (損害賠償) 第4条 利用者は、図書館の施設若しくは<u>設備</u>又は図書館資料を<u>破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</u> (図書館協議会) 第5条 〔略〕 <u>2 協議会は、委員12人以内で組織する。</u> <u>3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。</u> (1) <u>学校教育関係者</u> (2) <u>社会教育関係者</u> (3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> (4) <u>学識経験者</u> <u>4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

<u>3</u> 委員は、再任されることができる。	<u>5</u> <u>協議会</u> の委員は、再任されることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第14号

平成24年 3 月 27 日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>8年</u>以内の期間、当該各号に掲げる額を支給する。 (1) [略] (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>8,000円</u>以内で規則に定める額 2～3 [略]	(初任給調整手当) 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>10年</u>以内の期間、当該各号に掲げる額を支給する。 (1) [略] (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>30,000円</u>以内で規則に定める額 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成24年 3 月 27 日

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例

那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(博物館協議会) 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 4 前2項に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	(博物館協議会) 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u> <u>(1) 学校教育関係者</u> <u>(2) 社会教育関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験者</u> <u>(5) 地域代表者</u> 4 〔略〕 5 <u>協議会の委員は、再任されることができる。</u> 6 <u>第2項から前項までに定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号

平成24年 3 月 27 日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 <u>平成21年度から平成23年度までの</u>各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2</u> <u>8,620円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2</u> <u>8,620円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4</u> <u>2,924円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5</u> <u>7,240円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 <u>66,39</u> <u>6円</u> ア～イ [略] (6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,54</u> <u>4円</u> ア～イ [略] (7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,86</u> <u>0円</u> ア～イ [略] (8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,1</u> <u>64円</u> ア～イ [略] (9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>114,480円</u>	(保険料率) 第6条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>3,876円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3</u> <u>3,876円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5</u> <u>0,820円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6</u> <u>7,764円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 <u>78,60</u> <u>0円</u> ア～イ [略] (6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,69</u> <u>6円</u> ア～イ [略] (7) 次のいずれかに該当する者 <u>101,6</u> <u>40円</u> ア～イ [略] (8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,5</u> <u>84円</u> ア～イ [略] (9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,528円</u>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の那覇市介護保険条例第6条の規定にかかわらず、61,656円とする。

那覇市条例第17号

平成24年 3 月 27 日

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防危険物手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略]
	貯蔵所	[略]
	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	[略]
	浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	[略]
	[略]	[略]
[略]		

〔改正後 別記〕

別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分	手数料の額
[略]			
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	[略]
		特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	[略]
		浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	[略]
		[略]	
		[略]	
[略]			

那覇市条例第18号

平成24年 3 月 27 日

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略] (1)～(12) [略] <u>(13) 緊急消防援助隊手当</u> <u>(緊急消防援助隊手当)</u> <u>第15条 緊急消防援助隊手当は、消防本部及び消防署に勤務する職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第5項に規定する消防庁長官の指示を受けて、同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、当該市町村において消防の応援又は支援の業務に従事したときに、従事した日1日につき、3,000円を支給する。</u> <u>2 前項の手当を支給するときは、第2条第4号及び第8号から第12号までの手当は支給しない。</u> <u>第15条～第16条 [略]</u>
<u>第15条～第16条 [略]</u>	<u>第16条～第17条 [略]</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

那覇市条例第19号

平成24年 3 月 27 日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例

那覇市中心商店街にぎわい広場条例(平成17年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 新たに商品を開発して販売を行おうとしている者等を支援する施設、<u>環境に配慮した商品の流通支援施設</u>、中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化及び<u>環境に配慮した消費行動の普及拡大</u>に資するため、那覇市中心商店街にぎわい広場(以下「にぎわい広場」という。)を設置する。 (施設の構成) 第3条 にぎわい広場は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) [略] (2) <u>エコアンテナショップ</u> (3)～(4) [略] 2 [略] 3 <u>エコアンテナショップは、環境に配慮した商品の販売並びに環境に配慮した消費行動に関する情報の収集及び発信を目的とする施設とする。</u> 4～5 [略] (施設の利用期間) 第5条 にぎわい広場の施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) <u>エコアンテナショップの利用期間は、利用許可を受けた日から1年を経過する日の属する月の末日までとする。</u> (3) [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、にぎわい広場の施設(<u>チャレンジショップを除く。</u>)	(設置) 第1条 新たに商品を開発して販売を行おうとしている者等を支援する施設、中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資するため、那覇市中心商店街にぎわい広場(以下「にぎわい広場」という。)を設置する。 (施設の構成) 第3条 [略] (1) [略] (2)～(3) [略] 2 [略] 3～4 [略] (施設の利用期間) 第5条 [略] (1) [略] (2) [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、にぎわい広場の施設の利用期間を延長することがで

の利用期間を延長することができる。 （使用料） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 にぎわい広場の施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可を受ける際（<u>エコアンテナショップにあっては、市長が定める日まで</u>）に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。 4 〔略〕 〔別表 別記〕	きる。 （使用料） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 にぎわい広場の施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。 4 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 5 表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。 6 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料
チャレンジショップ	1月 1ボックス	〔略〕
エコアンテナショップ	1月	31,500円
イベント広場	〔略〕	
〔略〕		

備考 ボックスとは、幅42cm、高さ32cm、奥行き30cmの販売スペースをいう。

〔改正後 別記〕

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料
チャレンジショップ	1ボックス	〔略〕
	1オープンスペース	
イベント広場	〔略〕	
〔略〕		

備考

1 1ボックスとは、幅42cm・高さ32cm・奥行き37cmの販売スペースをいう。2 1オープンスペースとは、横45cm・縦29cmに区切られた販売スペースをいう。

那覇市条例第20号

平成24年 3 月 27 日

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市総合福祉センター条例(平成17年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間及び休館日) 第4条 センターの開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、<u>臨時に開館時間を変更し、又は開館時間を超えて利用させることができる。</u> 2 [略] (利用料金) 第15条 別表第3に規定する施設の利用者(<u>第4条第1項ただし書に規定する開館時間を超えて利用させる場合の利用者又は同条第2項に規定する臨時開館に係る利用者に限る。</u>)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2～5 [略] (利用料金の減免) 第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(3) [略] (4) <u>第6条第3項第2号に規定する母親クラブ又は子ども会が利用する場合</u> (5) [略] [別表第3 別記]	(開館時間及び休館日) 第4条 センターの開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、<u>開館時間を変更することができる。</u> 2 [略] (利用料金) 第15条 別表第3に規定する施設の利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2～5 [略] (利用料金の減免) 第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金(<u>入浴料を除く。</u>)の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(3) [略] (4) <u>第6条第3項第2号に規定するものが、午前10時から午後6時までの間において児童館を利用する場合</u> (5) <u>第6条第4項第1号及び第2号に規定するものが、午前10時から午後6時までの間において老人憩の家を利用する場合</u> (6) [略] [別表第3 別記]
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第15条関係)

施設名	種別	利用料金(1時間当たり)
社会福祉センター	会議室	1,600円
児童館	遊戯室	1,800円
	図書室	500円
	工作室	600円
老人憩の家	和室	1,500円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正後 別記]

別表第3(第15条関係)

施設名	種別	利用料金	
		室料	冷房料
社会福祉センター	会議室	1,600円	300円
児童館	遊戯室	1,800円	300円
	図書室	500円	200円
	工作室	600円	200円
老人憩の家	和室	1,500円	300円
	調理室	320円	200円
	浴室	入浴料	
		1回	100円

備考 利用料金(入浴料を除く。)は、利用許可を受けた時間1時間当たりの額とする。

那覇市条例第21号

平成24年 3 月 27 日

那覇市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安謝福祉複合施設条例の一部を改正する条例

那覇市安謝福祉複合施設条例(平成17年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(設置) 第1条 <u>高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため、那覇市安謝福祉複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 複合施設の各施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>那覇市安謝特別養護老人ホーム</u> <u>那覇市安謝老人デイサービスセンター</u> <u>那覇市安謝保育所</u></td><td><u>那覇市安謝2丁目15番2号</u></td></tr> <tr> <td>那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家</td><td>[略]</td></tr> </table> (事業) 第3条 <u>那覇市安謝特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)</u>は、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第21項の介護福祉施設サービス</u>	名称	位置	<u>那覇市安謝特別養護老人ホーム</u> <u>那覇市安謝老人デイサービスセンター</u> <u>那覇市安謝保育所</u>	<u>那覇市安謝2丁目15番2号</u>	那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	[略]	(設置) 第1条 <u>児童に対する健全育成事業並びに高齢者の教養の向上及び健康の増進等に関する事業を、一体的に、かつ、隣接する児童福祉施設及び老人福祉施設並びに地域住民と協働して展開することにより、次代を担う児童及び高齢者の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため、那覇市安謝福祉複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家</td><td>[略]</td></tr> </table> (事業)	名称	位置	那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	[略]
名称	位置										
<u>那覇市安謝特別養護老人ホーム</u> <u>那覇市安謝老人デイサービスセンター</u> <u>那覇市安謝保育所</u>	<u>那覇市安謝2丁目15番2号</u>										
那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	[略]										
名称	位置										
那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	[略]										

を行うこと。

(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号の規定により入所の措置を受けた者を入所させ、養護すること。

(3) 介護保険法第7条第13項の短期入所生活介護を行うこと。

(4) 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により短期入所の措置を受けた者を養護すること。

(5) 那覇市安謝市営住宅内の高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施された住宅(以下「シルバーハウジング」という。)に居住している高齢者に対し、必要に応じ生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等を行う者(以下「生活援助員」という。)を派遣すること。

2 那覇市安謝老人デイサービスセンター(以下「老人デイサービスセンター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を行うこと。

(2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた者を通わせ、入浴、食事の提供等の便宜を供与すること。

(3) その他市長が必要と認める事業

3 那覇市安謝保育所(以下「保育所」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定により保育を行うこととされた者を保育すること。

(2) 那覇市保育の実施等に関する条例(昭和62年那覇市条例第9号)第1条の特別保育事業等のうち市長が必要と認める事業

4 [略]

5 [略]

第3条 [略]

2 [略]

6 市長は、前各項に規定するもののほか、児童と高齢者が互いに触れ合う中から、豊かな思いやりと生きがいにつながる心をはぐくみ、地域団体、地域住民及び多くの市民が、積極的に参加することができる、優しさのあふれるまちづくり事業を展開するものとする。

(利用時間及び休館日等)

第4条 [略]

2 複合施設の休館日及び休所日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは開所し、又は休館し、若しくは休所することができる。

(利用できる者)

第5条 特別養護老人ホームを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険法第7条第21項の介護老人福祉施設に入所することとなった者及び老人福祉法第11条第1項第2号の規定により入所の措置を受けた者

(2) 介護保険法第7条第13項の老人短期入所施設に入所することとなった者及び老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により短期入所の措置を受けた者

(3) シルバーハウジングに居住し生活援助員の派遣を受けることとなった者

2 老人デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を受けることとなった者

(2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定による便宜供与の措置を受けた者

3 保育所を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童福祉法第24条の規定により保

3 市長は、前2項に規定するもののほか、児童と高齢者が互いに触れ合う中から、豊かな思いやりと生きがいにつながる心をはぐくみ、地域団体、地域住民及び多くの市民が、積極的に参加することができる、優しさのあふれるまちづくり事業を展開するものとする。

(利用時間及び休館日)

第4条 [略]

2 複合施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用できる者)

育を行うこととされた者

(2) 第3条第3項第2号の事業の対象者

4 児童館を利用できる者は、児童福祉法第4条の児童とする。

5 老人憩の家を利用できる者は、本市に住所を有する60歳以上の者とする。

6 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、複合施設をその他の者に利用させることができる。

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入所を拒み、又は退館若しくは退所を命ずることができる。

(1)～(2) [略]

(3) [略]

(利用許可)

第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げるものに優先して利用できるものとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条の児童

(2) 母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体

(3) その他指定管理者が適当と認めるもの

2 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号及び第2号に掲げるものは、第3号及び第4号に掲げるものに優先して利用できるものとする。

(1) 本市に住所を有する60歳以上の者

(2) 半数以上が前号に規定する者で構成されている老人クラブ等の団体

(3) 市民の福祉向上又は健康の保持増進に資する団体

(4) その他指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 伝染性の疾患があると認められる者

(4) [略]

(利用許可)

第7条 複合施設を利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事業を利用する場合は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（1） 特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターにおける介護福祉施設サービス等の事業

（2） 保育所における第3条第4項第2号の事業

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号の事業を利用する場合別表第3に定める額

（2） 前項第2号の事業を利用する場合別表第4から別表第6に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 [略]

（費用の徴収）

第9条 市長は、第3条第1項第5号の事業を利用する者から月額として6,000円の範囲内において規則で定める費用を徴収することができる。

第7条 複合施設を専用して利用しようとするものは、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第8条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 利用者は、利用料金を指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 [略]

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（1） 第5条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定するものが、午前10時から

(利用許可の制限) 第10条 <u>市長又は指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設の利用を許可しない。 (1)～(4) [略] (5) その他<u>市長又は指定管理者</u>が不適当と認めるとき。 (利用許可の取消し等) 第11条 <u>市長又は指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)～(4) [略] (施設の変更禁止) 第12条 利用者は、複合施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、<u>市長又は指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記] [別表第6 別記]	<u>午後6時までの間において利用する場合</u> (2) <u>本市が主催又は共催する行事に利用する場合</u> (3) <u>その他指定管理者が特別の理由があると認める場合</u> (利用許可の制限) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設の利用を許可しない。 (1)～(4) [略] (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。 (利用許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)～(4) [略] (施設の変更禁止) 第12条 利用者は、複合施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び	

改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 6 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第4条関係)

名称	利用時間
老人デイサービスセンター	午前9時から午後4時まで
保育所	午前7時から午後10時まで。ただし、次に掲げる日にあつては午前8時から午後6時まで。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日 (3) 12月29日及び30日 (4) 6月23日(慰霊の日)
児童館	午前10時から午後6時まで
老人憩の家	午前10時から午後6時まで

〔改正後 別記〕

別表第1(第4条関係)

名称	利用時間
児童館	午前10時から午後10時まで
老人憩の家	午前10時から午後10時まで

〔改正前 別記〕

別表第2(第4条関係)

名称	休館日及び休所日
老人デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条の休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日(慰霊の日)
保育所	12月31日から翌年の1月3日までの日
児童館	(1) 国民の祝日に関する法律第3条の休日(こどもの日を除く。)

	(2)～(3) 〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第2(第4条関係)

名称	休館日
児童館	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日(こどもの日を除く。) (2)～(3) 〔略〕
〔略〕	

〔改正前 別記〕

別表第3(第8条関係)

サービスの区分	利用者の区分	金額
第3条第1項第1号の介護福祉施設サービス	介護保険法第27条に定める要介護認定を受けた者	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)により算定した額
第3条第1項第3号の短期入所生活介護	介護保険法第27条に定める要介護認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)により算定した額
	介護保険法第32条に定める要支援認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
第3条第2項第1号の通所介護	介護保険法第27条に定める要介護認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
	介護保険法第32条に定める要支援認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

〔改正後 別記〕

別表第3(第8条関係)

施設名	種別	利用料金	
		室料	冷房料
児童館及び老人憩の家	中広間	600円	200円
	多目的ホール	1,500円	300円
	工作室・映写室	300円	100円

備考 利用料金は、利用許可を受けた時間 1 時間当たりの額とする。

〔改正前 別記〕

別表第4(第8条関係)

延長保育促進事業

区分	金額		
	月曜日から金曜日利用(月額)	月曜日から土曜日利用(月額)	土曜日のみ利用(月額)
1時間延長	2,500円	3,500円	1,000円
2時間延長	5,500円	6,500円	3,000円
3時間延長	6,500円	7,000円	3,500円
4時間延長	7,500円	8,000円	4,500円
緊急・一時的な利用	延長開始から1時間は200円、その後は1時間につき300円とする。		

[改正前 別記]

別表第5(第8条関係)

一時保育促進事業

区分	金額(月額)		
	1日利用	半日利用	
		食事あり	食事なし
2歳未満児	1,500円	900円	750円
2歳以上児	1,300円	800円	650円

[改正前 別記]

別表第6(第8条関係)

休日保育事業

区分	金額(月額)	
2歳未満児	1,800円	同一の世帯で保育を受ける児童が2人以上いる場合は、低い方の額(全員が同額の場合は当該額)が適用される児童1人に限り、当該額の10分の8の額とする。
2歳以上児	1,600円	

那覇市条例第22号

平成24年 3 月 27 日

那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例

那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設等の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設及び設備をもって構成する。 (1) [略] (2) 入居用施設 ア [略] <u>イ 0JT企業室</u> ウ [略] (3)～(5) [略] (利用期間) 第6条 入居用施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 中核企業室<u>及び0JT企業室</u>の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、市長が、必要があると認めるときは、更新することができる。 (2) [略] (利用する者の選定) 第9条 中核企業室<u>及び0JT企業室</u>を利用する者の選定は、市長が行う。 2～3 [略] [別表第1 別記]	(施設等の構成) 第3条 [略] (1) [略] (2) [略] ア [略] <u>イ</u> [略] (3)～(5) [略] (利用期間) 第6条 [略] (1) 中核企業室の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、市長が、必要があると認めるときは、更新することができる。 (2) [略] (利用する者の選定) 第9条 中核企業室を利用する者の選定は、市長が行う。 2～3 [略] [別表第1 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の那覇市IT創造館条例(以下「旧条例」という。)第8条

の規定によりOJT企業室の利用許可を受けている者は、施行日に改正後の那覇市IT創造館条例第8条の規定により中核企業室の利用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該利用許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、同日におけるその者に係る旧条例第8条の規定による利用許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

[改正前 別記]

別表第1(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額
中核企業室	[略]
OJT企業室	
インキュベート室	

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額
中核企業室	[略]
インキュベート室	

規 則

那覇市規則第 8 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市墓地等の経営許可等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市墓地等の経営許可等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営許可等の基準及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。)第7条の規定による帳簿その他必要な事項を定めるものとする。

（墓地等の経営主体）

第2条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人であつて、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの(以下「宗教法人」という。)

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、永続的に墓地等の経営をしようとするもの(以下「公益法人」という。)

2 前項第2号及び第3号に該当するものにあつては、墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基盤を有していなければならない。

（申請書の様式等）

第3条 法第10条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が地方公共団体の場合にあつては、墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し

(2) 申請者が宗教法人又は公益法人の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 定款、寄附行為又は規則の写し

イ 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

- ウ 墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- エ 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (4) 墓地等の周囲200メートル(納骨堂又は火葬場にあつては、周囲500メートル)以内の付近見取図(第7条第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの)
- (5) 墓地にあつては造園計画図
- (6) 納骨堂又は火葬場にあつては、敷地及び建物の図面(配置平面図及び立面図をいう。以下同じ。)並びに構造仕様書
- (7) 敷地が農地であるときは、農業委員会の意見書の写し
- (8) 申請地及び隣接地の公図の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書(第2号様式)により行うものとする。
- 4 前項の申請書には、第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 墓地の場合 変更前後の区域を明示した図面
 - (2) 納骨堂又は火葬場の場合 変更前後の敷地及び建物の図面、構造仕様書並びに建物の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- 5 法第10条第2項の規定による廃止許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬計画書又は改葬が完了していることを証する書類
 - (2) 申請者が地方公共団体の場合にあつては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
 - (3) 申請者が地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該墓地等の廃止に関する意思決定をした旨を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類(許可証等の交付)

第4条 市長は、法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可をしたとき又は同

条第2項の規定により墓地等の変更又は廃止の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場（経営・変更・廃止）許可証（第4号様式）を、許可をしないときは墓地・納骨堂・火葬場（経営・変更・廃止）不許可通知書（第5号様式）を申請者に交付しなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

（工事完成届）

第5条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書（第6号様式）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）完成した墓地等の写真

（2）経営者が地方公共団体の場合にあつては当該墓地等の管理条例の写し、その他の者の場合にあつては当該墓地等の使用料金等を定めた書類

（墓地等の構造設備）

第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。

（1）墓地

ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けること。

イ 道路の有効幅員は、1メートル以上あること。

ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。

エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。

オ 墓地区域面積のうち3割以上は緑地とすること。

カ 管理事務所（墓地区域面積が1ヘクタール以上のものに限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。

（2）納骨堂

ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。

イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。

ウ 出入口及び堂内納骨棚は、施錠できること。

(3) 火葬場

- ア 周囲から内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
- イ 火葬炉は、臭煙等の公害を防止する装置を設置すること。
- ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(墓地等の設置場所等)

第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公衆衛生及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合は、焼骨を埋蔵する墓地又は納骨堂に限り、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地については、次のとおりとする。

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないこと。
- イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100メートル以上離れていること。
- エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の美観を損ねるおそれのないこと。

(2) 納骨堂については、前号の規定を準用する。ただし、寺院若しくは教会等の境内又は火葬場敷地内に建設する場合は、この限りでない。

(3) 火葬場については、第1号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第8条 省令第7条第1項及び第3項に規定する帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 墓地 墓地台帳(第7号様式)
 - (2) 納骨堂 納骨堂台帳(第8号様式)
 - (3) 火葬場 火葬場台帳(第9号様式)
- (個人が設置する墓地の経営)

第9条 第2条ただし書に該当し、墓地の経営の許可を受けた者が、自己又は親族のために限り設置する墓地の経営については、第5条第2項第2号及び第6条第1号(ア及びウを除く。)の規定は適用しない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに沖縄県知事に対してなされた法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年沖縄県規則第52号)に定める第7号様式から第9号様式までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により(墓地・納骨堂・火葬場)の経営許可を受けたいので申請します。

墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
墓地等の敷地の地目及び面積(㎡)	
敷 地 所 有 者 住所 氏名	
申 請 の 理 由	
周囲の状況及び区画の方法	
墓 地 等 の 構 造	
管 理 の 方 法	
管 理 者(予定) 本籍 住所(役職) 氏名	
着 工 予 定 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日

備 考

- 1 墓地等の構造欄は、次により記載すること。
 - (1) 墓地の場合は、造園計画の概要、墳墓の種類及び計画墳墓数
 - (2) 納骨堂の場合は、建物及び附属設備の構造の概要、建坪並びに納骨予定数
 - (3) 火葬場の場合は、建物及び附属設備の構造の概要及び建坪、火炉の構造、煙突の構造、防臭、防塵設備並びに燃料の種類
- 2 管理の方法欄は、次により記載すること。
 - (1) 使用料金、維持管理の組織及び方法並びに利用者の範囲
 - (2) 納骨堂の場合は、(1)及び収蔵期間
 - (3) 火葬場の場合は、(1)及び残灰処分の方法
- 3 敷地所有者の住所、氏名欄は、申請者と敷地所有者が同一人の場合は記載不要

第2号様式(第3条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により(墓地・納骨堂・火葬場)の許可内容を変更したいので、次のとおり申請します。

墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
墓地等の敷地の地目及び面積(㎡)	
敷 地 所 有 者 住所 氏名	
変 更 の 理 由	
変 更 内 容 旧 新	
管 理 者 住所(役職) 氏名	
着 工 予 定 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日

備 考

敷地所有者の住所、氏名欄は、申請者と敷地所有者が同一人の場合は記載不要

第3号様式(第3条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代
表者の氏名及び電話番号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により(墓地・納骨堂・火葬場)を
廃止したいので、次のとおり申請します。

墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
墓地等の敷地の地目及び面積(㎡)	
敷 地 所 有 者 住 所 氏 名	
廃 止 の 理 由	
設 備 施 設 の 状 況	
廃 止 後 の 処 理	
廃 止 予 定 日	年 月 日

備 考

敷地所有者の住所、氏名欄は、申請者と敷地所有者が同一人の場合は記載不要

第4号様式(第4条関係)那覇市指令 第 号
年 月 日

住 所

氏 名

那 覇 市 長

墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)許可証

年 月 日付けで申請のあった につ
いては、墓地、埋葬等に関する法律第10条第 項の規定により下記のとおり許可し
たことを証します。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 面 積

(1) 敷 地

(2) 建 物

4 墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数

許可条件

第5号様式(第4条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

那 覇 市 長

墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった につ
いては、下記の理由により不許可とします。

記

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 面 積
 - (1) 敷 地
 - (2) 建 物
- 4 墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数

不許可理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります)。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(第5条関係)

工 事 完 成 届 出 書

年 月 日

那 覇 市 長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代
表者の氏名及び電話番号

那覇市墓地等の経営許可等に関する規則第5条の規定により、次のとおり届け出
ます。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
許 可 年 月 日	年 月 日
及 び 番 号	那覇市指令 第 号
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
施 行 業 者 名	

第7号様式(第8条関係)

墓 地 台 帳

管理者氏名 印

番 号	墓地使用者		死亡者				埋 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所 氏 名	死亡者と の 続 柄	本籍	住 所 氏 名	性別	生年月日			

備 考

- 1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。
- 2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、納骨堂使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには墓地使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

第8号様式(第8条関係)

納 骨 堂 台 帳

管理者氏名

印

番 号	納骨堂使用者		死亡者				収 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所 氏 名	死亡者と の 続 柄	本籍	住 所 氏 名	性別	生年月日	死 亡 年月日		

備 考

- 1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。
- 2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、納骨堂使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには納骨堂使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

第9号様式(第8条関係)

火 葬 場 台 帳

管理者氏名

印

番 号	火葬申請者		死亡者				火 葬 年月日	備 考
	住 所 氏 名	死亡者と の 続 柄	本 籍	住 所 氏 名	性 別	生 年 月 日		

備 考

死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。

那覇市規則第 9 号

平成24年 3 月 27 日

那覇市民ギャラリー条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民ギャラリー条例施行規則

那覇市民ギャラリー条例施行規則（昭和62年那覇市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市民ギャラリー条例（平成24年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請等）

第2条 条例第5条の規定により那覇市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）の利用許可を受けようとする者は、利用開始日の属する月の6月前から利用開始日の5日前までに利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請により許可したときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

（利用許可の変更）

第3条 市民ギャラリーの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更申請書に前条第2項の利用許可書を添えて、利用開始日の5日前までに指定管理者に提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を認めたときは、利用変更許可書を当該申請をした者に交付するものとする。

（利用許可の取消し等）

第4条 指定管理者は、条例第9条の規定により利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、利用許可（取消・制限・停止）通知書により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、市民ギャラリーを利用しないこととなったときは、利用取りやめ届に第2条第2項の利用許可書を添えて、利用開始日の5日前までに指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第5条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）天災その他利用者の責めに帰すことができない理由により、利用することができなくなった場合 利用することができなくなった期間に相当する額

- (2) 利用開始日前30日までに利用の取りやめを申し出た場合 5割の額
- (3) 展示品等の販売の取りやめに伴い、利用料金に減額が生じた場合 減額相当額

2 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免）

第6条 条例第11条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第11条第1号の規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第11条第2号又は第3号の規定に該当する場合 5割の額
- (3) 条例第11条第4号の規定に該当する場合 3割の額
- (4) 条例第11条第5号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定による利用許可申請と同時に利用料金減免承認申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請に対し利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書を交付するものとする。

（利用者の遵守事項等）

第7条 利用者は、展示室の展示作品を自らの責任で管理するものとし、当該作品が利用期間中に損傷し、又は亡失した場合には、指定管理者はその責めを負わない。

2 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員をおくこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 雨天の際は、雨具入れを備えて入場者の便宜を図ること。
- (5) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 利用開始前に指定管理者との打合せを十分に行うこと。
- (7) その他指定管理者の指示すること。

3 利用者は、利用終了後速やかに利用報告書を指定管理者に提出しなければならない。

（入場者の遵守事項）

第8条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること。
 - (2) 市民ギャラリー内を不潔にすること。
 - (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (4) 所定の場所以外に出入りすること。
 - (5) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯すること。
 - (6) 前各号のほか、指定管理者又は利用者の指示に反する行為をすること。
- (き損・滅失届)

第9条 市民ギャラリーの施設又は附属設備をき損し、又は滅失した者は、き損・滅失届を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の届出があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(公告)

第10条 市長は、条例第18条第1項の規定により市民ギャラリーの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次の事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者の行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第18条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第11条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第18条第3項の規則で定める申請書は、那覇市民ギャラリー指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第18条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の市民ギャラリーの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 法人である団体にあつては次の書類
 - ア 定款又は寄附行為
 - イ 登記事項証明書
- (3) 法人でない団体にあつては次の書類
 - ア 定款又は寄附行為に相当する書類
 - イ 代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(7) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(8) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第12条 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をするときは、那覇市民ギャラリー指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市民ギャラリー指定管理者不指定通知書(第3号様式)により通知する。

(協定)

第13条 指定管理者は、市長と市民ギャラリーの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 管理に要する費用に関する事項

(4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 管理の業務の報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第14条 条例第22条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 市民ギャラリーの管理に関する業務の実施状況

(2) 市民ギャラリーの管理に関する業務に係る収支状況

(3) 市民ギャラリーの利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

那覇市民ギャラリー指定管理者指定申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市民ギャラリー条例第18条第2項の規定により、那覇市民ギャラリーの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第12条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市民ギャラリー指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市民ギャラリーの指定管理者
の指定については、那覇市民ギャラリー条例第18条第1項の規定により、下記の
とおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第12条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市民ギャラリー指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市民ギャラリーの指定管理者
の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第10号
平成24年 3 月 27 日

那覇市パレット市民劇場条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市パレット市民劇場条例施行規則

那覇市パレット市民劇場条例施行規則(平成3年那覇市規則第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市パレット市民劇場条例(平成24年那覇市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により那覇市パレット市民劇場(以下「市民劇場」という。)

及びその附属設備の利用許可を受けようとする者は、市民劇場利用許可申請書及び附属設備利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の市民劇場利用許可申請書の受付は、利用目的が舞台芸術活動の場合は、利用しようとする日の7月前の日の属する月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日とする。以下同じ。)から、それ以外の場合は、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から行う。

(利用許可の決定)

第3条 前条第2項に規定する初日に受付をした許可申請に係る利用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る利用日と競合するときの利用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用許可の決定は、申請順によるものとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず利用許可の決定をすることができる。

(利用許可書の交付)

第4条 指定管理者は、第2条第1項の規定による利用許可申請に対し許可したときは、市民劇場利用許可書及び附属設備利用許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第5条 市民劇場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市民劇場利用変更申請書に前条の市民劇場利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を認めたときは、市民劇場利用変更許可書

を当該申請をした者に交付するものとする。

（利用許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、条例第10条の規定により利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、市民劇場利用許可（取消・制限・停止）通知書により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、市民劇場を利用しないこととなったときは、市民劇場利用取りやめ届に第4条の市民劇場利用許可書を添えて、利用開始前に指定管理者に提出しなければならない。

（道具類の持込使用）

第7条 利用者は、大道具、電気器具その他道具類を市民劇場に持込使用するときは、あらかじめ道具持込使用承認申請書により指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用時間の解釈及び延長）

第8条 利用時間は、行事に実際に利用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用者は、利用を開始した後においては利用時間を延長することはできない。ただし、指定管理者が特に認めた場合で延長する利用時間に係る利用料金を納付するときは、この限りでない。

（利用料金の返還）

第9条 条例第11条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなった場合 利用することができなくなった期間に相当する額

(2) 利用開始前30日までに利用許可の変更（利用期間の変更に限る。）申請があった場合又は利用の取りやめを申し出た場合 既納利用料金の5割

(3) 入場料の変更に伴い、施設利用料金に減額が生じた場合 減額相当額

2 利用料金の返還を受けようとする者は、市民劇場利用料金返還申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免）

第10条 条例第12条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第12条第1号の規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第12条第2号又は第3号の規定に該当する場合 5割の額
- (3) 条例第12条第4号の規定に該当する場合 3割の額
- (4) 条例第12条第5号の規定に該当する場合 2.5割の額
- (5) 条例第12条第6号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定による利用許可申請と同時に利用料金減免承認申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請に対し利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書を交付するものとする。

（特別の設備の許可申請）

第11条 条例第13条の規定により特別の設備の許可を受けようとする者は、特別設備許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第12条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員をおくこと。
- (2) 収容人員は、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又はこれらに類する行為をしないこと。
ただし、演出における行為で指定管理者が認めるものは、この限りでない。
- (4) 市民劇場内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。
- (5) 許可を受けない施設及び器具を利用しないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 雨天の際は、雨具入れを備えて入場者の便宜を図ること。
- (8) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯しないこと。

(9) 利用開始前に指定管理者との打合せを十分に行うこと。

(10) その他指定管理者の指示すること。

2 利用者は、利用終了後速やかに利用報告書を指定管理者に提出しなければならない。

（入場者の遵守事項）

第13条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(2) 市民劇場内を不潔にすること。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(4) 所定の場所以外に出入りすること。

(5) 下駄又は木製サンダルを履いて入場すること。

(6) 開演中の場内への出入りをすること。

(7) 雨天の際場内に雨具を持ち込むこと。ただし、指定管理者が認めた入れ物を使用する場合は、この限りでない。

(8) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯すること。

(9) 前各号のほか、指定管理者又は利用者の指示に反する行為をすること。

（き損・滅失届）

第14条 市民劇場の施設又は附属設備をき損し、又は滅失した者は、き損・滅失届を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の届出があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（公告）

第15条 市長は、条例第20条第1項の規定により市民劇場の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次の事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第20条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第16条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第20条第3項の規則で定める申請書は、那覇市パレット市民劇場指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第20条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の市民劇場の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 法人である団体にあつては次の書類

ア 定款又は寄附行為

イ 登記事項証明書

(3) 法人でない団体にあつては次の書類

ア 定款又は寄附行為に相当する書類

イ 代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(7) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(8) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第17条 市長は、条例第20条第1項の規定による指定をするときは、那覇市パレット市民劇場指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、条例第20条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市パレット市民劇場指定管理者不指定通知書(第3号様式)により通知する。

(協定)

第18条 指定管理者は、市長と市民劇場の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

- (2) 利用料金に関する事項
 - (3) 管理に要する費用に関する事項
 - (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 管理の業務の報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書)

第19条 条例第24条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 市民劇場の管理に関する業務の実施状況
 - (2) 市民劇場の管理に関する業務に係る収支状況
 - (3) 市民劇場の利用状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の那覇市パレット市民劇場条例施行規則の規定によってした申請及び承認については、この規則の相当規定によってした申請及び承認とみなす。

第1号様式(第16条関係)

那覇市パレット市民劇場指定管理者指定申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

那覇市パレット市民劇場条例第20条第2項の規定により、那覇市パレット市民劇場の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第17条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市パレット市民劇場指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市パレット市民劇場の指定管理者の指定については、那覇市パレット市民劇場条例第20条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第17条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

印

那覇市パレット市民劇場指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市パレット市民劇場の指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第11号
平成24年 3 月 27 日

那覇市都市景観条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市都市景観条例施行規則

那覇市都市景観条例施行規則(平成4年那覇市規則第22号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 都市景観審議会(第3条―第8条)

第3章 都市景観の形成

第1節 景観計画(第9条―第15条)

第2節 都市景観形成地域(第16条―第18条)

第3節 都市景観資源等(第19条・第20条)

第4節 都市デザインアドバイザー(第21条―第24条)

第4章 表彰及び助成等

第1節 表彰(第25条―第28条)

第2節 助成等(第29条―第39条)

第5章 雑則(第40条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣(生け垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの
- (2) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド
その他これらに類する遊技施設

- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント
その他これらに類する製造施設
- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (12) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- (13) 野球場、庭球場その他これらに類する運動施設
- (14) 道路又は公園に設置される公衆電話所、日よけ、雨よけ、アーチ、アーケード、ベンチ、ごみ入れその他これらに類するもの
- (15) 修景として設けられる花壇又は噴水その他これらに類するもの
- (16) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (17) 物干場
- (18) 墳墓
- (19) その他市長が指定し、告示したもの

第2章 都市景観審議会

（会長及び副会長）

第3条 条例第5条第1項的那覇市都市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（専門部会）

第5条 審議会に付議された事項について調査審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

（関係者等の出席）

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事会）

第7条 審議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長から指示された特定の事項について、調査研究を行う。

3 幹事会の幹事は、職員のうちから市長が任命する。

（審議会の運営細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 都市景観の形成

第1節 景観計画

（重点地区景観形成協議会）

第9条 条例第9条第4項による重点地区景観形成協議会の認定の申請は、景観形成協議会認定申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、重点地区景観形成協議会の認定をしたときは、景観形成協議会認定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、正当な理由がある場合は、重点地区景観形成協議会の認定を取り消し、景観形成協議会認定取消通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

（景観計画区域における行為の届出等）

第10条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(第4号様式)正副各1通に、別表に掲げる行為の種類の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じて別表の図書の添付を一部省略し、又は当該図書のほか必要と認める図書の添付を求めることができる。

2 前項の規定は、法第16条第2項の規定による変更の届出について準用する。
この場合において、前項中「景観計画区域内行為届出書(第4号様式)」とあるのは、「景観計画区域内行為変更届出書(第5号様式)」と読み替えるものとする。

る。

- 3 市長は、第1項又は前項の届出があつた場合において、その届出に係る行為について法第8条第1項の規定による那覇市景観計画(平成23年那覇市告示第63号)に定められた景観形成基準に基づき審査し、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による変更命令等を行う必要がないと認めるときは、景観計画区域内行為届出審査済通知書(第6号様式)に第1項又は前項の届出書の副本及びその添付図書を添えて、届出者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定は、法第16条第5項の規定による通知について準用する。この場合において、第1項中「景観計画区域内行為届出書(第4号様式)」とあるのは、「景観計画区域内行為通知書(第7号様式)」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、前項の通知があつた場合において、法第16条第6項の規定により協議を求めるときは、景観計画区域内行為協議書(第8号様式)により行うものとする。
- 6 市長は、第4項の通知があつた場合において、前項の協議を求める必要がないと認めるとき又は当該協議により再度の協議を求める必要がないと認めるときは、景観計画区域内行為通知審査済通知書(第9号様式)に第4項の通知書の副本及びその添付図書を添えて、通知者に通知するものとする。

(勧告等の手続きの様式)

第11条 次の各号に掲げる勧告、命令その他の手続きは、それぞれ当該各号に定める様式による。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告 勧告書(第10号様式)
- (2) 法第17条第1項の規定による命令 変更命令書(第11号様式)
- (3) 法第17条第4項の規定による通知 命令期間延長通知書(第12号様式)
- (4) 法第17条第5項の規定による命令 原状回復等命令書(第13号様式)
- (5) 法第17条第7項の規定による報告 状況報告書(第14号様式)

(景観地区における行為の申請等)

第12条 法第63条第1項前段の規定による申請は、別表に掲げる行為の種類区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。同項後段の規定による変更の申請の場合も、同様とする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要に応じて別表の図書の添付を一部省略し、又は当該図書のほか必要と認める図書の添付を求めることができる。

（景観地区景観形成協議会）

第13条 第9条の規定は、条例第14条第2項の景観地区景観形成協議会の認定の申請、通知及び取消しについて準用する。この場合において、第9条中「重点地区景観形成協議会」とあるのは、「景観地区景観形成協議会」と読み替えるものとする。

（身分を示す証明書）

第14条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、第15号様式によるものとする。

（景観整備機構の指定）

第15条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 定款又は寄附行為
- （2） 業務計画書
- （3） 事業計画書
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定を行ったときは、景観整備機構指定通知書（第17号様式）により、申請者に通知するものとする。

第2節 都市景観形成地域

（条例第19条に定める行政上の手続）

第16条 条例第19条第1項の規則で定める行政上の手続は、次表のとおりとする。

根拠法令	手続	根拠条項
建築基準法 （昭和25年法律第201号）	確認の申請	第6条第1項（第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）
	通知	第18条第2項（第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）
	許可の申請	(1) 第44条第1項第2号又は第4号 (2) 第47条 (3) 第48条第1項から第12項まで （第88条第2項において準用する場合を含む。）

		(4) 第51条(第88条第2項において準用する場合を含む。) (5) 第52条第10項、第11項又は第14項 (6) 第53条第4項又は第5項第3号 (7) 第55条第3項 (8) 第56条の2第1項ただし書 (9) 第59条第1項第3号又は第4項 (10) 第59条の2第1項 (11) 第86条第3項又は第4項 (12) 第86条の2第2項又は第3項
	認定の申請	(1) 第55条第2項 (2) 第57条第1項 (3) 第86条第1項又は第2項 (4) 第86条の2第1項 (5) 第86条の6第2項 (6) 第86条の8第1項又は第3項
	道路位置指定の申請	第42条第1項第5号
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	許可の申請	(1) 第29条 (2) 第35条の2第1項 (3) 第42条第1項ただし書 (4) 第53条第1項 (5) 第65条第1項
	承認の申請	第37条第1号
	協議の申出	第42条第2項(第53条第2項又は第65条第3項において準用する場合を含む。)

(条例第19条に定める行為の届出)

第17条 条例第19条第1項の規則で定める届出は、都市景観形成届出書(第18号様式)正副各1通に、別表に掲げる行為の種類の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。届け出た内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の場合において、市長は、必要に応じて別表の図書の添付を一部省略し、又は当該図書のほか必要と認める図書の添付を求めることができる。

3 市長は、第1項による届出のあった物件について都市景観の形成に係る審査を終了したときは、都市景観形成審査済通知書(第19号様式)に第1項の届出書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(条例第19条第2項に定める通常管理行為等)

第18条 条例第19条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下に設ける建築物又は仮設の建築物の建築等
- (2) 地下に設ける工作物又は仮設の工作物の建設等
- (3) 建築物の増築、改築又は移転であつて、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (4) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (5) 次に掲げる木竹の伐採又は植栽
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 仮植した木竹の伐採又は木竹の仮植若しくは補植
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

第3節 都市景観資源等

(景観重要建造物及び樹木)

第19条 法第20条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物指定の提案又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木指定の提案は、景観重要(建造物・樹木)指定提案書(第20号様式)により行うものとする。

2 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要(建造物・樹木)指定通知書(第21号様式)により行うものとする。

3 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称

(3) その他市長が必要と認める事項

(都市景観資源)

第20条 条例第25条第2項の規則で定める都市景観資源に指定できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 老木、巨木、街路樹、生け垣、屋敷林等
- (2) 海岸、河川、カー(井泉)、ヒージャー(樋川)、クムイ(小堀)、ダム、湧水等
- (3) 石敷道、石橋、石垣、坂道、古い道筋、歴史的な要路等
- (4) 文化財、ウタキ(御嶽)、拝所等
- (5) 見通し、見晴らし等の眺望の良い場所
- (6) 年中行事又は民俗行事の行われる場所又は広場、遥拝ルート等
- (7) 建築物、工作物等
- (8) その他市長が指定し、告示したもの

2 条例第25条第4項の規則で定める都市景観資源の表示は、都市景観資源の旨を銘板により当該物件の見やすい位置に行うものとする。

第4節 都市デザインアドバイザー

(都市デザインアドバイザーの役割)

第21条 条例第27条の都市デザインアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、都市デザインに関する視点から都市空間の形成に係る調査、具体的なデザインの助言及び提案を行うものとする。

(アドバイザーの委嘱)

第22条 アドバイザーは、第3項により委嘱されたアドバイザーを除き7人以内とする。

2 アドバイザーは、次に掲げる分野の専門家で創作活動を実践している者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市デザイン
- (2) 都市計画
- (3) 土木
- (4) 建築
- (5) 造園
- (6) 彫刻

(7) グラフィックデザイン

- 3 市長は、必要に応じ前項に掲げる分野以外の分野における専門家で創作活動を実践している者をアドバイザーとして委嘱することができる。

(アドバイザーの任期)

第23条 前条第2項により委嘱されたアドバイザーの任期は、1年とする。ただし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項のアドバイザーは、再任されることができる。

- 3 前条第3項により委嘱されたアドバイザーの任期は、当該アドバイザーの担任する分野における調査等が終了するまでの間とする。ただし、任期は1年を超えてはならない。

(アドバイザー会議)

第24条 第22条第2項により委嘱されたアドバイザーは、市長に対し都市デザインの実践的方策について提言を行うため、都市デザインアドバイザー会議を行うことができる。

第4章 表彰及び助成等

第1節 表彰

(景観賞)

第25条 条例第28条による優れた都市景観の形成に著しく寄与している建築物、工作物、屋外広告物その他の物件(以下「景観物件」という。)の表彰は、那覇市都市景観賞(以下「景観賞」という。)として行うものとする。

- 2 景観賞の表彰は、都市景観の向上と景観に関する市民意識の高揚を図ることを目的とし、まちの景観形成に関与している関係諸団体の協力を得て実施する。

(表彰の方法等)

第26条 景観賞の表彰は、当該景観物件の所有者に対しては表彰状及び表彰銘板を、その他のものに対しては表彰状を授与して行う。ただし、所有者が国又は地方公共団体である場合はこれを行わない。

- 2 市長は、景観賞の受賞者、表彰の理由等を公表するものとする。

(景観物件の選定手続)

第27条 景観物件は、広く市民の推薦又は所有者等の応募のあったもののうちから、審議会が選定する。

- 2 前項の推薦又は応募について、市長はあらかじめ景観物件の種類、用途、完

成年次等の条件を付することができる。

（景観物件の評価基準）

第28条 景観物件を選定するための評価基準は、審議会で定める。

第2節 助成等

（都市景観助成金）

第29条 条例第29条による助成は、予算の範囲内において都市景観助成金を交付することにより行う。

（都市景観助成金の対象範囲及び助成額）

第30条 都市景観助成金の対象範囲は、屋根、外壁、敷地囲い等の外観の景観形成に有効な部分とする。

2 都市景観助成金の助成額は、工事費の3分の2以内とし、限度額は1件につき100万円とする。

（都市景観助成金の交付申請）

第31条 都市景観助成金の交付申請は、市長に対し、次に掲げる図書を添付した都市景観助成金交付申請書(第22号様式)を提出して行うものとする。

- (1) 都市景観形成審査済通知書の写し
- (2) 前号の通知書に添付された図書
- (3) 現況写真
- (4) 工事費積算書
- (5) その他市長が必要と認める図書

（都市景観助成金の交付決定）

第32条 市長は、前条の交付申請があったときは、現地調査を行い、速やかに交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、都市景観助成金の交付又は不交付の決定をしたときは、都市景観助成金交付・不交付決定通知書(第23号様式)に前条により提出された同条第1号及び第2号の図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、都市景観助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

（都市景観助成金の交付決定の取消し）

第33条 市長は、都市景観助成金の交付の決定を受けた者(以下「都市景観助成対象者」という。)が都市景観助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件

に違反したときは、都市景観助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告及び交付請求）

第34条 都市景観助成対象者は、都市景観助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、市長に対し、都市景観助成実績報告書(第24号様式)に、次に掲げる図書を添付して、速やかに当該行為の成果を報告し、都市景観助成金交付請求書(第25号様式)により、都市景観助成金の交付を請求するものとする。

- (1) 都市景観助成金交付決定通知書の写し
- (2) 前号の通知書に添付された図書
- (3) 完成写真
- (4) 工事請負契約書及び支出内訳明細書
- (5) その他市長が必要と認める図書

（都市景観助成金の額の確定）

第35条 市長は、前条による報告があったときは、速やかに当該行為の成果が都市景観助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき都市景観助成金の額を確定し、都市景観助成金確定通知書(第26号様式)に前条により提出された同条第1号及び第2号の図書を添付して、都市景観助成対象者に通知するものとする。

（都市景観助成金の交付）

第36条 市長は、第34条による請求に基づいて、前条で確定した都市景観助成金を交付するものとする。

（定期調査の実施）

第37条 市長は、都市景観助成金の交付を受けた行為に係る物件について定期調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査において都市景観助成に係る内容又は条件違反等の不適切な部分を発見した場合は、これの是正を命ずることができる。

（都市景観助成金の返還）

第38条 市長は、前条第2項による是正命令に従わない場合は、期限を定めて都市景観助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（都市景観資源等への支援）

第39条 条例第29条第2項の支援は、景観重要建造物、景観重要樹木又は都市景観資源の維持管理に対する技術的助言及び情報提供とする。

第5章 雑則

（その他）

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の那覇市都市景観条例施行規則（以下「旧規則」という。）によってした処分、手続きその他の行為は、この規則中に相当する規定があるときは、この規則によってしたものとみなす。
- 3 旧規則により委嘱されたアドバイザーは、この規則によるアドバイザーとして、同一性をもって存続するものとする。

別表

共通図書(第10条、第12条、第17条関係)

行為の種類	添付すべき図書	備考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	
	周辺状況図	
	配置図	
	各階平面図	
	各面立面図	各部の仕上材、色彩(マンセル値)及び仕上げ並びに露出する設備等について記載すること。
	断面図	主要部2面以上
	外構平面図	植栽は木竹名及び寸法等を記載すること。
	仕上表	各部の仕上材及び色彩(マンセル値)等について記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上
	完成予想図等	※都市景観形成地域の届出に限る。 外観パース 模型写真 模型
	矩計図	※必要に応じて添付 外観に係る各部の仕上材及び色彩(マンセル値)等について記載すること。
建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	周辺状況図	
	配置図	
	各面立面図	各部の仕上材、色彩(マンセル値)及び仕上げ並びに露出する設備等について記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上
工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更	付近見取図	
	周辺状況図	
	配置図	

することとなる修繕若しくは模様替	各面立面図	各部の仕上材、色彩(マンセル値)及び仕上げ並びに露出する設備等について記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上
工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	周辺状況図	
	配置図	
	各面立面図	各部の仕上材、色彩(マンセル値)及び仕上げ並びに露出する設備等について記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上
開発行為	付近見取図	
	周辺状況図	
	土地利用計画図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
	断面図	
	植栽計画図	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、木竹名及び寸法等を記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上
土地の形質の変更	付近見取図	
	周辺状況図	
	平面図	
	断面図	
	法面断面図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載し、併せて法面処理材料を記載すること。
	植栽計画図	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、木竹名及び寸法等を記載すること。

	状況カラー写真	2方向以上
木竹の伐採又は植栽	付近見取図	
	周辺状況図	
	配置図	伐採又は植栽する木竹が判断できるようにそれぞれ色分けし、木竹名及び寸法等を記載すること。
	状況カラー写真	2方向以上

第1号様式(第9条関係)

景観形成協議会認定申請書

年 月 日			
那 覇 市 長 様			
住所			
申請者 氏名 印			
電話			
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)			
次のとおり申請します。			
種 類	☐ 重点地区景観形成協議会 ☐ 景観地区景観形成協議会		
団体の名称			
地区の名称			
景観形成の 目 的			
認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号

(注) 1 太枠の中だけ記入してください。

2 「団体の名称」については、認定を受けようとする景観形成協議会の名称を記入してください。

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

景観形成協議会認定通知書

様

那覇市長

印

下記の内容で、那覇市都市景観条例第 条第 項の規定により認定しましたので通知します。

記

1 団体の名称

2 認定年月日

年 月 日

3 認 定 番 号

第 号

4 団体の概要

第3号様式(第9条関係)

景観形成協議会認定取消通知書

年 月 日	
様	
那 覇 市 長 印	
次のとおり認定を取り消しましたので通知します。	
団体の名称	
認定年月日	
認 定 番 号	
取消年月日	
取消理由	

第4号様式(第10条関係)

(表)

景 観 計 画 区 域 内 行 為 届 出 書

年 月 日 那 覇 市 長 様 住所..... 届出者 氏名.....印 電話..... 〔 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕														
次のとおり届け出ます。														
エ リ ア の 名 称														
設 計 者		住 所												
		氏 名				電 話								
施 工 者		住 所												
		氏 名				電 話								
行 為 地	地 名 地 番		那覇市											
	用 途 地 域				防火地域		防火・準防火・指定なし							
	そ の 他		風致地区 その他（ ）											
行 為 の 種 類	建 築 物		新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替・外観に係る色彩の変更											
	工 作 物		新設・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替・外観に係る色彩の変更											
	開 発		土地の(区画・形質)の変更											
	土地の形質の変更		切土・盛土・その他()											
	木竹の伐採等		伐採・植栽・その他()											
行 為 の 期 間			着手 予定			年 月 日		完了 予定		年 月 日				
建 築 物 の 概 要	用 途													
	最 高 の 高 さ		m											
	階 数		地上		階 地下		階							
	構 造		造		一部		造							
	敷 地 面 積		㎡											
	建 築 面 積		届出部分		㎡		届出以外 の部分		㎡		合計		㎡	
	延 べ 面 積		届出部分		㎡		届出以外 の部分		㎡		合計		㎡	
	屋上に設置する建築 設備の種類及び高さ		高架水槽		m		そ の 他()		m					
	色彩の変更部分と そ の 面 積		面積							㎡				
	仕 上 材	屋 根				色 彩		屋 根						
外 壁						外 壁								

(裏)

工 作 物 の 概 要	種 類				
	高 さ	m（地上からの高さ m）			
	構 造	造 一部 造			
	築 造 面 積	届出部分 m ²	届出以外 の部分 m ²	合計 m ²	
	敷 地 面 積	m ²			
	仕 上 材		色彩		
	色彩の変更部分と そ の 面 積	面積 m ²			
開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 の 面 積	m ²			
	行 為 の 目 的	住宅（ 区画、 最小区画面積 m ² ） その他（ ）			
	行 為 の 内 容	切土（ m ³ ） 盛土（ m ³ ） その他（ ）			
土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	敷 地 面 積	m ²	行為面積	m ²	
	行 為 後 の 法 面 の 最 高 の 高 さ	m			
	行 為 の 目 的				
	行 為 の 内 容	切土（ m ³ ） 盛土（ m ³ ） その他（ ）			
木 竹 の 伐 採 ・ 植 栽 の 概 要	樹 種				
	樹 高	m			
	樹 齢	約 年			
	本 数	本			

- (注) 1 行為の種類欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
(例：琉球赤瓦、コンクリートスラブ、吹き付けタイル等)
- 3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。
- 4 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。
- 5 この届出書には、那覇市都市景観条例施行規則別表に掲げる図書を添付してください。

第5号様式(第10条関係)

景 観 計 画 区 域 内 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日	
那 覇 市 長 様	
住所	
氏名	 印
電話	
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕	
次のとおり届け出ます。	
当 初 の 届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 地	那覇市
変 更 前	
変 更 後	

（注） この届出書には、那覇市都市景観条例施行規則別表に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付してください。

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

景観計画区域内行為届出審査済通知書

様

那覇市長

印

景観法第16条第 項の規定により 年 月 日付けで届出の
あった行為について、審査が終了しましたので、那覇市都市景観条例施行規
則第10条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 行為地
- 2 行為の種類
- 3 内容等

第7号様式(第10条関係)

(表)

景 観 計 画 区 域 内 行 為 通 知 書

						年 月 日			
那 覇 市 長 様						住所.....			
通知者						氏名.....印			
						電話.....			
次のとおり届け出ます。									
エ リ ア の 名 称									
設 計 者	住 所								
	氏 名				電 話				
施 工 者	住 所								
	氏 名				電 話				
行 為 地	地 名 地 番	那覇市							
	用 途 地 域			防火地域	防火・準防火・指定なし				
	そ の 他	風致地区 その他（ ）							
行 為 の 種 類	建 築 物	新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替・外観に係る色彩の変更							
	工 作 物	新設・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替・外観に係る色彩の変更							
	開 発	土地の(区画・形質)の変更							
	土地の形質の変更	切土・盛土・その他()							
	木 竹 の 伐 採 等	伐採・植栽・その他()							
行 為 の 期 間		着手 予定			年 月 日		完了 予定	年 月 日	
建 築 物 の 概 要	用 途								
	最 高 の 高 さ	m							
	階 数	地上	階	地下	階				
	構 造	造		一部	造				
	敷 地 面 積	m ²							
	建 築 面 積	通知部分	m ²	通知以外 の部分	m ²	合計	m ²		
	延 べ 面 積	通知部分	m ²	通知以外 の部分	m ²	合計	m ²		
	屋上に設置する建築 設備の種類及び高さ	高架水槽 m そ の 他() m							
	色彩の変更部分と そ の 面 積	面積 m ²							
	仕 上 材	屋 根		色 彩	屋 根				
外 壁			外 壁						

(裏)

工 作 物 の 概 要	種 類			
	高 さ	m (地上からの高さ m)		
	構 造	造 一部 造		
	築 造 面 積	通知部分 m ²	通知以外 の部分 m ²	合計 m ²
	敷 地 面 積	m ²		
	仕 上 材		色彩	
	色彩の変更部分と そ の 面 積	面積 m ²		
開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 の 面 積	m ²		
	行 為 の 目 的	住宅 (区画、 最小区画面積 m ²) その他 ()		
	行 為 の 内 容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	敷 地 面 積	m ²	行為面積	m ²
	行 為 後 の 法 面 の 最 高 の 高 さ	m		
	行 為 の 目 的			
	行 為 の 内 容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
木 竹 の 伐 採 ・ 植 栽 の 概 要	樹 種			
	樹 高	m		
	樹 齢	約 年		
	本 数	本		

- (注) 1 行為の種類欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
(例：琉球赤瓦、コンクリートスラブ、吹き付けタイル等)
- 3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。
- 4 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。
- 5 この通知書には、那覇市都市景観条例施行規則別表に掲げる図書を添付してください。

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

景観計画区域内行為協議書

様

那覇市長

印

年 月 日付けで通知のあった行為について、景観法第16
条第6項の規定により、下記のとおり協議を求めます。

記

- 1 行為地
- 2 行為の種類
- 3 協議事項

第9号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

景観計画区域内行為通知審査済通知書

様

那覇市長

印

年 月 日付けで通知のあった行為について、審査が終了しましたので、那覇市都市景観条例施行規則第10条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 行為地
- 2 行為の種類
- 3 内容等

第10号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

勸 告 書

様

那覇市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第16条
第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 行為地

2 行為の種類

3 勧告の理由

4 とるべき措置

5 履行期限 年 月 日

6 報告期限 年 月 日

7 報告先

第11号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

変更命令書

様

那覇市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条
第1項の規定により、下記のとおり変更を命じます。

記

- 1 行為地
- 2 行為の種類
- 3 変更命令の理由
- 4 とるべき措置
- 5 履行期限
- 6 報告期限
- 7 報告先

年 月 日

年 月 日

なお、この命令に従わない場合は、景観法の規定により、罰せられることがあります。

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

第12号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

命令期間延長通知書

様

那覇市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17
条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので通知します。

記

1 行為地

2 行為の種類

3 延長の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 延長の理由

第13号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

原状回復等命令書

様

那覇市長

印

年 月 日付 第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

記

1 行為地

2 行為の種類

3 命令の理由

4 とるべき措置

5 履行期限 年 月 日

6 報告期限 年 月 日

7 報告先

なお、この命令に従わない場合は、景観法の規定により、罰せられることがあります。

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

第14号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

状況報告書

那 覇 市 長 様

住所 _____
報告者 氏名 _____ 印
電話 _____

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

変更命令等を受けた後の措置の状況を、下記のとおり報告します。

記

- 1 行為地
- 2 行為の種類
- 3 命令の内容等
- 4 措置の実施状況

第15号様式(第14条関係)

(表)

8.5 センチメートル

年 月 日
第 号

身分証明書

職名

氏名

年 月 日生

写真

那覇市長 印

5.3 センチメートル

(裏)

景 観 法 抜 粋

(変更命令等)

第十七条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合において、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四～八 (略)

第16号様式(第15条関係)

年 月 日

景観整備機構指定申請書

那 覇 市 長 様

(申請者)

事務所の所在地.....

代 表 者 氏 名..... 印

電 話
.....

景観法第92条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 法人の種別

2 業務内容

第17号様式(第15条関係)

年 月 日

景観整備機構指定通知書

様

那覇市長

印

下記の内容で、景観法第92条第1項の規定により指定しましたので、通知します。

記

1 法人の名称

2 指定年月日

年 月 日

3 指 定 番 号

第 号

備考

第18号様式(第17条関係)

年 月 日

都 市 景 観 形 成 届 出 書

那 覇 市 長 様

住所.....
届出者 氏名..... 印
電話.....

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

那覇市都市景観条例第19条第1項の規定により、必要図書を添えて次のとおり
届け出ます。

1 行為地 那覇市

2 行為の種類(該当するものを○で囲んでください。)

- (1) 建築物の(新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・色彩変更)
- (2) 工作物の(新設・増設・改造・移設・修繕・模様替え・色彩変更)
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 木竹の(伐採・植栽)

3 内容等

4 連絡先

※ この届出書には、那覇市都市景観条例施行規則別表に掲げる図書を添付してください。

第19号様式(第17条関係)

第 年 月 日 号

都 市 景 観 形 成 審 査 済 通 知 書

様

那覇市長

印

那覇市都市景観条例第19条第1項の規定による 年 月 日付
けの届出について、審査が終了しましたので通知します。

1 行為地 那覇市

2 行為の種類

3 内容等

※ 特記事項・条件

第20号様式(第19条関係)

年 月 日

景観重要(建造物・樹木)指定提案書

那 覇 市 長 様

提案者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 条第 項の規定により、景観重要(建造物・樹木)として指定を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

1 提案する建造物の名称

又は樹木の樹種

2 提案する建造物

又は樹木の所在地

3 提 案 理 由

第21号様式(第19条関係)

第 年 月 日

景観重要(建造物・樹木)指定通知書

様

那覇市長

印

景観法第 条第 項の規定により、下記の内容で景観重要(建造物・樹木)に指定したので、同法第 条第 項の規定により通知します。

記

1 指定番号 第 号

2 指定年月日 年 月 日

3 名 称

4 所在地

5 指定理由等

2012（平成24）年3月27日

第22号様式(第31条関係)

年 月 日

都市景觀助成金交付申請書

那 霸 市 長 樣

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

那覇市都市景観条例施行規則第31条の規定により、必要図書を添えて助成金の交付申請をします。

1	行為地	那覇市						
2	行為の予定期間	年	月	日	～	年	月	日
3	総工事費	円						
	助成対象工事費	(総工事費の %)						
	(内訳)	円						

4 助成申請額(助成対象工事費の 分の) 円 $\times$ / = 円

5 設計者

6 施工者

(注) この申請書には次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 都市景観形成審査済み通知書の写し
- (2) 前号の通知書に添付された図書
- (3) 現況写真
- (4) 工事費積算書
- (5) その他市長が必要と認める図書

第23号様式(第32条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

都市景観助成金交付・不交付決定通知書

様

那覇市長

印

年 月 日付けの交付申請について、那覇市都市景観条例施行規則第32条第2項の規定より、都市景観助成金の交付・不交付を決定しましたので通知します。

- 1 行為地 那覇市
- 2 行為の予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 助成対象工事費 円
- 4 助成申請額(助成対象工事費の 分の) 円

都市景観助成金交付決定額 _____ 円

※(助成対象工事費の 分の 以内、上限を 万円とする)

(助成金交付対象工事費内訳)

備考

第24号様式(第34条関係)

年 月 日

都 市 景 観 助 成 実 績 報 告 書

那 覇 市 長 様

住所.....
報告者 氏名.....印
電話.....
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

年 月 日付け那覇市指令 第 号の交付決定に係る
行為が完了しましたので、那覇市都市景観条例施行規則第34条の規定により、
必要図書を添えて成果を報告します。

1 行為地 那覇市
2 行為の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3 総工事費 円
助成対象工事費 (総工事費の %) 円
(内訳)

4 助成交付申請額(助成対象工事費の 分の) 円

(注) この申請書には次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 都市景観助成金交付決定通知書の写し
- (2) 前号の通知書に添付された図書
- (3) 完成写真
- (4) 工事請負契約書及び支出内訳明細書
- (5) その他市長が必要と認める図書

第25号様式(第34条関係)

年 月 日

都 市 景 観 助 成 金 交 付 請 求 書

那 覇 市 長 様

住所_____

請求者 氏名_____印

電話_____

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

年 月 日付け那覇市指令 第 号の交付決定に係る
行為が完了しましたので、那覇市都市景観条例施行規則第34条の規定により、
必要図書を添えて都市景観助成金の交付を請求します。

- 1 行為地 那覇市
- 2 行為の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

都市景観助成金交付請求額 _____ 円

第26号様式(第35条関係)

第 号
年 月 日

都 市 景 観 助 成 金 確 定 通 知 書

様

那覇市長

印

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定をしました
た都市景観助成金の額について、那覇市都市景観条例施行規則第35条の規定に
より確定しましたので通知します。

1 行為地 那覇市

2 行為の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

都市景観助成金確定額 _____ 円

(交付金対象工事費内訳)

那覇市規則第12号

平成24年 3 月 27 日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育時間及び休所日) <u>第4条 保育所の保育時間は、次のとおりとする。</u> (1) <u>月曜日から金曜日まで</u> <u>午前7時30分から午後6時30分まで</u> (2) <u>土曜日</u> <u>午前7時30分から午後1時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所及び那覇市若狭浦保育所については、午前7時30分から午後6時30分までとする。</u> 2 [略] [別表 別記]	(保育時間及び休所日) <u>第4条 保育所の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。</u> 2 [略] [別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
[略]	
那覇市樋川保育所	<u>50人</u>
[略]	
那覇市泊保育所	<u>91人</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
[略]	
那覇市樋川保育所	<u>40人</u>
[略]	
那覇市天久保育所	<u>60人</u>
[略]	

那覇市規則第13号

平成24年 3 月 27 日

資材の譲与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

資材の譲与に関する規則の一部を改正する規則

資材の譲与に関する規則(1971年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>資材の譲与に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>道路、排水溝等の工事</u>を行う者に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規則で、<u>工事とは次の各号に掲げるものをいう。</u> (1) <u>道路法(昭和27年法律第180号)で定める道路以外の一般交通に供する道路の改良及び維持の工事。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)による位置指定道路については、路面が舗装され、側溝がコンクリート三面張り、又は、これに準ずる程度に整備された構造のもので、かつ、指定後3年以上経過したものとする。</u> (2) <u>下水道法(昭和33年法律第79号)に定める公共下水道及び都市下水路並びにかんがい排水施設以外の排水溝等の新設、改良及び維持の工事</u>	<u>那覇市資材の譲与に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>道路等</u>の工事を行う者に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規則において「<u>工事</u>」とは、<u>道路法(昭和27年法律第180号)で定める道路以外の一般交通に供する道路の改良及び維持の工事並びにこれらに付帯する工事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の位置の指定を受けた道路については、路面が舗装され、側溝がコンクリート三面張り又はこれに準ずる程度に整備された構造のもので、かつ、指定後3年以上経過したものに限る。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号

平成24年 3 月 27 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支給の範囲及び支給額） 第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、<u>その職員の給料月額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額</u>（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 2 〔略〕 3 <u>平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u> （規則で定める管理職員） 第55条の2 条例第26条第2項の規則で定める職員は、<u>次に掲げる者</u>とする。 （1）<u>消防司令にある者</u> （2）<u>医療職給料表(1)の適用を受ける者のうち、職務の級が3級以上のもの</u> （期末手当に係る在職期間） 第56条 〔略〕 2 前項の期間の算定については、<u>次の各号</u>に掲げる期間を除算する。 （1）〔略〕	（支給の範囲及び支給額） 第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、<u>同表に掲げる支給額</u>（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 2 〔略〕 （規則で定める管理職員） 第55条の2 条例第26条第2項の規則で定める職員は、<u>医療職給料表(1)の適用を受ける者のうち、職務の級が3級以上のもの</u>とする。 （期末手当に係る在職期間） 第56条 〔略〕 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （1）〔略〕

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第55条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間 (3)～(5) 〔略〕 〔別表第3 別記〕 〔別表第3の2 別記〕	(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)及び第55条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間 (3)～(5) 〔略〕 〔別表第3 別記〕 〔別表第3の2 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	部長	100分の16
	参事監(市長の定めるものに限る。)	
	会計管理者	
	参事監(市長の定めるものを除く。)	100分の15
	副部長	100分の14
	局長	
	参事(市長の定めるものに限る。)	
	参事(市長の定めるものを除く。)	100分の13
	課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)	100分の12

	第2条第2項の室長、所長及び館長を含む。)	
	支所長	
	副参事	<u>100分の11</u>
	担当副参事	
	室長(事務分掌規則第2条第3項の室長をいう。)	
消防機関	消防正監	<u>100分の16</u>
	消防監	<u>100分の14</u>
	消防司令長	<u>100分の12</u>
	消防司令(交替制勤務でないものに限る。)	<u>100分の11</u>
議会事務局	事務局長	<u>100分の16</u>
	次長	<u>100分の14</u>
	課長	<u>100分の12</u>
	副参事	<u>100分の11</u>
教育委員会事務局	部長	<u>100分の16</u>
	参事監	<u>100分の15</u>
	副部長	<u>100分の14</u>
	参事	<u>100分の13</u>
	課長	<u>100分の12</u>
	室長	
	所長	
	中央公民館長	
	副参事	<u>100分の11</u>
選挙管理委員会事務局	事務局長	<u>100分の14</u>
	副参事	<u>100分の11</u>
監査委員事務局	事務局長	<u>100分の14</u>
	副参事	<u>100分の11</u>

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組 織	職	支 給 額
市長事務部局	部長	76,500円
	参事監(市長の定めるものに限る。)	
	会計管理者	
	参事監(市長の定めるものを除く。)	71,700円
	副部長	63,900円
	局長	
	参事(市長の定めるものに限る。)	
	参事(市長の定めるものを除く。)	59,300円
	課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第2項の室長、所長及び館長を含む。)	50,700円
	支所長	
	施設長	
	副参事	46,500円
消防機関	担当副参事	
	室長(事務分掌規則第2条第3項の室長をいう。)	
消防機関	消防正監	76,500円
	消防監	63,900円
	消防司令長	50,700円
議会事務局	事務局長	76,500円
	次長	63,900円
	課長	50,700円
	副参事	46,500円
教育委員会事務局及び	部長	76,500円
教育機関(那覇市教育	参事監	71,700円
委員会)の組織等に関する規則(平成15年那覇	副部長	63,900円
	参事	59,300円

市教育委員会規則第1	課長	50,700円
号。以下「組織等に関する規則」という。）第2	室長（組織等に関する規則第5条の表室の欄に掲げるものの長（以下「課内室長」という。）を除く。）	
条第2号に規定する教育機関をいう。）	所長	
	中央公民館長	
	副参事	46,500円
	課内室長	
選挙管理委員会事務局	事務局長	63,900円
	副参事	46,500円
監査委員事務局	事務局長	63,900円
	副参事	46,500円

〔改正前 別記〕

別表第3の2（第14条関係）

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
1年未満	〔略〕	円 8,000
1年以上2年未満		7,000
2年以上3年未満		6,000
3年以上4年未満		5,000
4年以上5年未満		4,000
5年以上6年未満		3,000
6年以上7年未満		2,000
7年以上8年未満		1,000
8年以上9年未満		
9年以上10年未満		
〔略〕		

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第3の2（第14条関係）

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号又は	第11条第2項第2号又は

	同条第3項第1号の職員	同条第3項第2号の職員
	[略]	円
1年未満		<u>30,000</u>
1年以上2年未満		<u>27,000</u>
2年以上3年未満		<u>24,000</u>
3年以上4年未満		<u>21,000</u>
4年以上5年未満		<u>18,000</u>
5年以上6年未満		<u>15,000</u>
6年以上7年未満		<u>12,000</u>
7年以上8年未満		<u>9,000</u>
8年以上9年未満		<u>6,000</u>
9年以上10年未満		<u>3,000</u>
[略]		

備考 [略]

那覇市規則第15号

平成24年 3 月 27 日

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則

那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(取得、管理及び処分の合議) 第4条 各部の長は、次に掲げる場合においては、総務部長に合議しなければならない。 (1)～(4) [略] (5)～(6) [略] (財産の取得通知) 第11条 各部の長は、公有財産を取得したときは、速やかに取得を証する書面の写し及び<u>公有財産台帳の写し</u>を添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならない。 (財産台帳) 第14条 総務部長は、<u>法第238条第2項</u>に規定する分類に従い、公有財産について公有財産台帳を備えなければならない。 2～4 [略]	(取得、管理及び処分の合議) 第4条 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 法第238条の4第2項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において行政財産を貸し付ける場合</u> <u>(6)～(7) [略]</u> (財産の取得通知) 第11条 各部の長は、公有財産を取得したときは、速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならない。 (財産台帳) 第14条 総務部長は、<u>法第238条第3項</u>に規定する分類に従い、公有財産について公有財産台帳を備えなければならない。 2～4 [略] <u>(行政財産の貸付け)</u> <u>第30条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、法第238条の4第2項第4号の規定及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の3の規定により、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下「庁舎等」という。)をその用途又は目的を妨げない限度において貸し付けることができる。</u> <u>(1) 貸付時及び返還時において庁舎等の利用又は管理上支障が生じるおそれがないと認められる場合</u> <u>(2) 貸付けの用途が庁舎等の公共性及</u>

第30条～第31条 〔略〕 （再調達価格等） 第34条 那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下この節において「条例」という。）第3条第1項第2号に定める再調達価格は、社団法人全国市有物件災害共済会が作成する<u>標準建物再調達価額表</u>に基づき算定した額とする。 2 〔略〕 （普通財産の貸付け） 第36条 〔略〕 2 前項の申請があった場合において貸付けを適当と認めるときは、次に掲げる書類を調べて貸し付けるものとする。 （1）～（6） 〔略〕 （貸付期間） 第40条 普通財産の貸付期間は、次のとおりとする。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 前3号以外の土地の貸付け <u>3年</u>以下 （5） 建物その他物件の貸付け <u>3年</u>以下 2 〔略〕 備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部	<u>び公益性を損なうおそれがないと認められる場合</u> 2 前項の規定により行政財産を貸し付ける場合においては、<u>第36条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項（第4号及び第5号に係る部分に限る。）、第41条、第42条、第43条の2、第44条及び第45条の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第36条、第38条、第39条第1項、第40条第1項及び第41条中「普通財産」とあるのは、「行政財産」と読み替えるものとする。</u> 第31条～第31条の2 〔略〕 （再調達価格等） 第34条 那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下この節において「条例」という。）第3条第1項第2号に定める再調達価格は、社団法人全国市有物件災害共済会が作成する<u>年次別建築費指数表又は建物再調達価額基準建築単価表</u>に基づき算定した額とする。 2 〔略〕 （普通財産の貸付け） 第36条 〔略〕 2 <u>市長は、</u>前項の申請があった場合において貸付けを適当と認めるときは、次に掲げる書類を調べて<u>普通財産を</u>貸し付けるものとする。 （1）～（6） 〔略〕 （貸付期間） 第40条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 （4） 前3号以外の土地の貸付け <u>6年</u>以下 （5） 建物その他物件の貸付け <u>6年</u>以下 2 〔略〕
---	--

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

平成24年 3 月 27 日

那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則(平成11年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(協議会の協議事項) 第5条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査協議する。 (1)～(5) [略] 2 [略] 第8条～第9条 [略]	(協議会の協議事項) 第5条 協議会(条例第5条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び協議する。 (1)～(5) [略] 2 [略] (部会) 第8条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、協議会の議を経て会長が指名する。 3 前2条及び第10条の規定は、部会について準用する。 (関係者の出席) 第9条 協議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 第10条～第11条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号

平成24年 3 月 27 日

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（福祉事務従事手当の対象業務） 第2条 条例第4条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる業務に関し、援護、育成又は更生の措置を要する者等との面接による相談又は調査により、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務とする。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の39の規定による包括的支援事業に関する業務 2 〔略〕 （手当の対象時間） 第9条 条例第15条第2項の規則で定める時間は、同項に掲げる特殊勤務手当の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。 （1） 条例第15条第2項第1号から第2号までに掲げる手当 3時間30分 （2） 条例第15条第2項第3号に掲げる手当 午後5時30分から翌日の午前9時までの間における7時間45分	（福祉事務従事手当の対象業務） 第2条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 （4） 介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の45の規定による包括的支援事業に関する業務 2 〔略〕 （手当の対象時間） 第9条 条例第16条第2項の規則で定める時間は、同項に掲げる特殊勤務手当の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。 （1） 条例第16条第2項第1号及び第2号に掲げる手当 3時間30分 （2） 条例第16条第2項第3号に掲げる手当 午後5時30分から翌日の午前9時までの間における7時間45分
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第18号

平成24年 3 月 27 日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則（平成17年那覇市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用時間） 第2条 <u>チャレンジショップ及びエコアンテナショップの利用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> （1） <u>4月1日から10月31日まで 11時から20時まで</u> （2） <u>11月1日から翌年の3月31日まで 11時から19時まで</u> （休館日） 第3条 <u>チャレンジショップ及びエコアンテナショップの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> （1）～（2） [略] （利用許可の基準） 第7条 [略] <u>2 条例第6条第3項に規定するエコアンテナショップの利用許可の基準は、次に掲げるとおりとする。</u> （1） <u>環境に配慮した商品の流通促進を図ろうとしている者であること。</u> （2） <u>環境意識が高く、環境に配慮した消費行動の普及拡大を積極的に行える者であること。</u> <u>3 [略]</u> （使用料の減額） 第10条 条例第9条の規定により市長が使用料を減額することができる額は、次に掲げるとおりとする。	（利用時間） 第2条 <u>チャレンジショップの利用時間は、10時から19時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> （休館日） 第3条 <u>チャレンジショップの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> （1）～（2） [略] （利用許可の基準） 第7条 [略] <u>2 [略]</u> （使用料の減額） 第10条 [略]

(1) 本市が共催する行事に使用する場 合 使用料の2分の1の額(<u>10円未満の 端数は、切り捨てる。</u>)	(1) 本市が共催する行事に使用する場 合 使用料の2分の1の額(<u>その額に1円 未満の端数を生じたときは、これを切 り捨てた額</u>)
(2) [略]	(2) [略]
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及 び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫 線を加える。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

区分		使用料(月額)
チャレンジショ ップ	上から1段目の <u>ボックス</u>	[略]
	上から2段目の <u>ボックス</u>	
	上から3段目の <u>ボックス</u>	
	上から4段目の <u>ボックス</u>	
	上から5段目の <u>ボックス</u>	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第8条関係)

区分		使用料(月額)
チャレンジショ ップ	上から1段目の <u>1ボックス</u>	[略]
	上から2段目の <u>1ボックス</u>	
	上から3段目の <u>1ボックス</u>	
	上から4段目の <u>1ボックス</u>	
	上から5段目の <u>1ボックス</u>	
	<u>1オープンスペース</u>	735円
[略]		

那覇市規則第19号

平成24年 3 月 27 日

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則(平成17年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、市長は、その権限に属する次に掲げる事務を那覇市上下水道事業管理者に委任する。 (1) 那覇市法定外公共物管理規則(平成17年那覇市規則第1号)第2条の法定外公共物のうち、河川及び下水道の管理(維持管理を除く。)に関すること。 (2) [略]	[略] (1) 那覇市法定外公共物管理規則(平成17年那覇市規則第1号)第2条に規定する法定外公共物のうち、河川及び下水道の管理に関すること。 (2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号

平成24年 3 月 27 日

那覇市 IT 創造館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市IT創造館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市IT創造館条例施行規則（平成17年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用期間の更新) 第2条 条例第6条第1号ただし書の規定により中核企業室及びOJT企業室の利用期間を更新しようとする者は、利用期間の満了日の2月前までに那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 [略] (利用する者の選定) 第3条 [略] 2 前項に定めるもののほか、中核企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。 (1)～(2) [略] (3) [略] 3 第1項に定めるもののほか、OJT企業室を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が次の各号のすべてを満たすこととする。 (1) <u>情報通信技術に関する専門技術を有する人材育成に寄与する者であること。</u> (2) <u>OJTによる人材育成に関し大学等教育機関と連携が図れる者であること。</u> (3) <u>市長が定める事項を満たす者であること。</u> 4～5 [略] (指定申請)	(利用期間の更新) 第2条 条例第6条第1号ただし書の規定により中核企業室の利用期間を更新しようとする者は、利用期間の満了日の2月前までに那覇市IT創造館入居用施設利用期間更新申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 [略] (利用する者の選定) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>OJT等により情報通信技術に関する専門技術を有する人材の育成に寄与する者で、かつ、必要に応じて大学等教育機関、民間事業者等と連携が図れるものであること。</u> (4) [略] 3～4 [略] (指定申請)

第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 条例第17条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 指定申請の日の属する事業年度の 前事業年度における期末の財産目録及 <u>び収支決算書</u> <u>(6)～(8)</u> 〔略〕 〔第1号様式 別記〕 〔第2号様式 別記〕	第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 指定申請の日の属する事業年度の 前事業年度における期末の財産目録 <u>(6) 指定申請の日の属する事業年度の 前事業年度から過去3期分までの収支 決算書(前事業年度の決算が未終了の 場合は前々事業年度から過去3期分ま での収支決算書)。ただし、設立から4 事業年度未満の場合は、既に決算を終 えた期分の収支決算書</u> <u>(7)～(9)</u> 〔略〕 〔第1号様式 別記〕 〔第2号様式 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第1号様式(第2条関係)

〔略〕

入居用施設の種別	1 中核企業室 2 0JT企業室
入居用施設室番号	〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

第1号様式(第2条関係)

〔略〕

入居用施設室番号	〔略〕
〔略〕	

〔改正前 別記〕

第2号様式(第2条関係)

〔略〕

入居用施設の種別	1 中核企業室 2 0JT企業室
入居用施設室番号	〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

第2号様式(第2条関係)

〔略〕

入居用施設室番号	〔略〕
〔略〕	